

# 小室家文書所収の中世文書

—『工村々舎叢書』所収「内山氏古文書写」について—

新井浩文

## はじめに

ことの出来なかつた掲載項目を紹介するとともに、そこに収められている特筆すべき史料として「内山氏古文書写」を取り上げ、その内容を紹介してみたい。

## —「工村々舎叢書」について

昨年度、当館では『収蔵文書目録第三六集 小室家文書目録』(以下『目録』とする)を刊行した。小室家は、比企郡番匠村(比企郡都幾川村大字番匠)において蘭方医として地域医療に従事する傍ら、俳諧等を通して地域の文化サロンとしても機能していた<sup>(1)</sup>。特に、小室家五代元長(一八二二一八五、号誠盧・工村・笠山)は、晩年、大里郡甲山の根岸武香らと交流を持ち、郷土史研究に深く傾注していた。その痕跡は、浅草本を底本とし、これを他の写本と校合して作成した別名小室本とも呼ばれる『東京府本北條分限帳<sup>(2)</sup>』をはじめとする編纂著書やそれらの執筆にあたつて収集されたと思われる多くの古代・中世文書の原本や写本の存在によつて今日知ることが出来る。<sup>(3)</sup>

本稿では、元長のこれらの著作の中でも最も編纂史料集としてまとまっている「工村々舎叢書」(九冊)について、『目録』中で触れる

「工村々舎叢書」(文書番号No一九八三一九九一、写真①参照)は、先述したように、小室家五代元長が長年にわたる郷土史研究上、収集した郷土史料を叢書という形でまとめたもので、本稿で紹介する「内山氏古文書写」以外にも多数の中世を中心とする明治初期までの文書・系図・金石文といった史料を書写し、所収している。以下、紙幅の関係でその全体は紹介できないが、各簿冊の項目名のみをここでは紹介しておくことにする。

なお、「工村々舎叢書」には簿冊番号が付されていないので、当館の文書番号順に順次列記した。

「工村々舍叢書」所収史料

（ ）は筆者補注

頭韻纂

〔No二九八五〕若水筆談、名誠問答、享保復言、採藥錄、留蠹雜纂、  
〔No二九八六〕先考遺抄六葉、集古十種印章模写八顆附五侯押字并鞍

度掛、流罪、袴肩衣、証性房、比叡山、齋然、宜秋門院、小野妹子  
臣遣唐使、鈴木三郎、弁慶、新田明神、絶海和尚伝、蒙古書（亀山  
院文永中）、高句麗書、刁（文字由來）、米傭、史上四問答、近江源  
氏佐々木兵部丞義経、安芸守義経、甲斐源氏山本冠者義経、奥羽觀  
迹聞老志二曰く、船名丸由来、蚕桑起源渤海王上書、勅日本国王聖  
武天皇書、天應改元詔、御菩薩池、十二月晦日村、邦良親王、湊川  
神社贈位宣命書、飯野村陵墓考、義侠文珠九助略伝、富士山麗測量、  
北畠氏事蹟略伝、本居宣長墳墓寺蹟、酒桶算法、唐太航海、栗山篤  
信墓銘、狂句狂歌郡々一

〔No二九八四〕東照宮花押、台徳院殿花押、大歛院殿花押、嚴有  
院殿花押、常憲院殿花押、文昭院殿花押、源義貞・源義家・源義仲・  
新田義宗・新田覺義・源頼朝・源義経・源実朝・北條長氏・北條氏  
綱・北條氏康・北條氏政・北條氏直・佐久間信就・平信長・平信  
忠・上杉輝虎花押、秩父郡大淵村火之雨塚図、新田義貞贈官考、金  
竜寺由来并同寺額裡書、井田系岡多摩郡は政村、滝山持護寺古城図并  
戦國諸将姓名、鉢形北條分限録二部、日連日朗両人碁戦、武田信  
玄高坂戦正碁戦、畠山并須黒二氏略系、鉢形城主北條氏邦印章、暮  
田柳園金山懷古賦

〔No二九八五〕佐久間公由緒書、新田氏補任状略伝附、北畠親房卿  
略伝、名和伯州（長年）略伝、楠公略伝、横見郡久米田村内山氏古  
文書、上杉氏略系、神代穴屋考、栗本鋤雲翁出鱗目草紙  
〔No二九八七〕佐久間公由緒書、新田氏補任状略伝附、北畠親房卿  
略伝、名和伯州（長年）略伝、楠公略伝、横見郡久米田村内山氏古  
文書、上杉氏略系、神代穴屋考、栗本鋤雲翁出鱗目草紙

〔No二九八八〕備忘録、行岳陸探偵之記、三種神器説（鈴木真年著）、

駿河台誌、浅草寺本尊縁起、長慶天皇山陸考、玄米貯藏法、白米貯藏法、鎌銭ノ質疑、岸田吟香翁佐々木秀一郎に与ふる書翰の写、浅草寺住職唯我中敷止同寺信徒惣代亀岡甚造中川又兵衛連署願書之写、芭蕉翁追神号略記

【No二九八九】御和談記、(寛政三年)相撲御覽記(成嶋衡山著)、読相撲御覽記、附錄愛古集谷風略伝、谷風略伝、谷風逸事、力士堅忍、土居得能氏名称考、白河古閥碑

【No二九九〇】大塔王奏状、新田贈正一位奏状并贈山門牒状、白石先生祭典記、独立禪師碑記、藤嶋神社贈位策文、同南関雎遺曲伝説、徳川十一世將軍偉行記、保(称号)、清韓開繁、御堂関白経筒銘、長尾氏系図、(松山城主)上田氏系図(鈴木真年藏本)、(比企郡)石橋村石窟、鮎魚伺指令、風俗歌舞源流考(重野安繹著)

【No二九九一】法隆寺藏沈水香刻字烙印、武藏国比企郡下八林村道祖土氏所蔵文書、下総国葛シカ郡中田町武藏国埼玉郡栗橋町之間房川御船橋之図、靖獻之碑、和氣氏系図、丹波系図、(下田奉行所組同心服部健蔵外五名家作図)、埼玉縣改租計算略伝、自享保十一年二月十五日至元文三年三月十五日官令

## 二 「内山氏古文書写」と「内山文書」

本稿で紹介する「内山氏古文書写」(以下「小室本」とする)は、比企郡久米田村の名主を勤めていた内山家に伝存していた文書の写しで、前章の「工村々舎叢書」(No二九八七)に収められている。

その丁数は、全丁数一二六丁中、三四丁で、収載文書数は四〇点(うち四点は双鉤による影印本)あり、大半の文書の後段部分には解説が付されている。

なお、内山家の古文書については、この「小室本」の他に、別本として東大史料編纂所蔵本「内山文書」(明治一九年書写、請求番号一〇七一・三四一四、以下、「東大本」とする)が存在している。このことから、「内山文書」自体はこれまでに、『新編埼玉県史』や県内の市町村史等においても既に紹介されており、特に『川口市史』では写真版も付されるなど、戦国期の岩付領支配を物語る文書群として広く知られる存在となっている。<sup>(4)</sup>しかし、原本の所在はいまだ不明であり、また、「東大本」の元本となつた「鈴木真年」蔵本の経緯もまた不明である。

そこで、本章では作業として、「小室本」の全体を翻刻するとともに、紙幅の許す限り「東大本」との若干の比較を行っていくことにする。

### 1 「小室本」について

まず、「小室本」の全体紹介として以下に、文書一点ごとの翻刻を掲げる。なお、「」の文書番号及び文書中の読点、( )の補注は筆者によるものである。また、後述するように「。」は原文書の改行点を示すものと思われ、この部分は原本通りとした。

可指置者也、

(表題部分) 内山氏古文書写

「一号文書」

壹番(朱書)

柴之郷之内、沼尻拾九貫文。之所并  
柳崎之。内原分、壹貫五百之所出置候、  
猶以。可抽走廻候、謹言、

永禄七年  
午

九月七日 道也 花押

内山弥右衛門尉殿

(「道也花押双鉤貼紙」写真②参照)

九月十七日 春日攝津守  
とら 奉行中

奉之

(「太田氏資朱印影貼紙」写真③参照)

永禄年間庚寅ノ九月ト見エレトモ永禄年間ニ庚寅ノ支幹  
ナシ、永禄三年ハ庚申ナリ、同九年ハ丙寅ナリ、享禄三庚  
寅、天正十八庚寅、是ニ当レバ永字據ナシ、然ハ永禄九  
年ニシテ丙ヲ庚ニ誤シナラン

「三号文書」

三番(朱書)

道也ハ太田美濃守三楽入道ノ男大膳亮資房ノ道  
号也、去年正月三楽常州江走ル、資房北條氏康ニ  
降テ道也ト改ト云々、帝ハ二ツ折ナリ細川様ノ紙  
不作。十七貫文之所出。置候、猶以嚴密可。  
走廻候、謹言、

永禄九年  
丙寅

十月廿四日 氏資 花押

内山矢右衛門尉殿

(「太田氏資花押双鉤貼紙」写真④参照)

「二号文書」

二番(朱書)

棟別之事

志は内山下地之内、いえ。五、如前之

紙ハ二ツ折也、氏資ハ資房ノ子也、此年八月資房入道

道也戦死、氏資幼年ニ（シ）テ家督早世後、北條氏房ヲ養

子トス、是ヲ太田十郎氏房ト云、

### 〔五号文書〕

五番（朱書）

任道也証文、原。地三貫文大串之内。銀屋  
不作分十七貫也<sup>マダカ</sup>被下者也、仍如件、

四番（朱書）  
一間三尺一寸二分墀

右御当城諸曲輪堀破損ニ付而改而、諸  
郷へ被仰付候。來月五日ニ相集、奉行人

如申。可致、何時も破損候付而ハ請留。所

修復可致間、雜木立事。一円無用候、如何ニも  
手堅可致者也、仍如件、

永禄九年

十月廿八日 北條氏次 奉之

芝之内

内山弥右衛門尉殿

百姓中

此年丙寅年也、柳庵（栗原信充）云、北條氏次ハ氏房ノ兄太田源五

郎ト云、

是ナリヤ否、無印ナリ、

永禄十三年 午  
庚

奉之

### 〔六号文書〕

六番（朱書）

丁卯  
十一月廿三日 笠原藤左衛門尉  
内山矢右衛門尉殿

奉

（北條家虎朱印貼紙）写真⑤参照

（堅）式寸五分（横）式寸四分（朱書）

紙式ツ折、丁卯ハ永禄十年也、印者虎ノ印也、但上ノ方  
ニ虎ヲ着ル故、此之ヲ北條氏ノ虎ノ印ト称ス

大串郷無拠子細ニ付而松山へ相。渡候間、為替  
於間室窪在家分之内。拾壹貫文被下候、残而  
六貫文不足。当年者以御藏出可被下候、自来  
年。者下地を如元可被下候、陣夫者松山へ。不被  
遣候間、如此間可召使者也、仍。如件、

（写真⑥参照）

一一一

六月九日

笠原藤左衛門尉殿

内山弥右衛門尉殿

此年改元有テ元龜元年也、印ハ庸印也

印章ナシ且支幹ヲ不記、年月雖難知笠原氏ノ事ニ  
系ルハ永祿元龜ノ間ナレバ多ハ其比ナラン、

〔七号文書〕

七番（朱書）

自前々大串之内。銀屋より召使。陣夫

如先御印判。無相違可召使。者也、仍如件、

奉（之脱力）

十一月廿七日

笠原藤左衛門（尉脱力）

内山弥右衛門尉殿

以上

右給方柿木川戸未歳年貢未進、立川

式部。前より来十日を切而可請取之者也、

仍如件、

辛未

十一月晦日

海保 奉之

内山弥右衛門（尉脱力）殿

紙ハニツ折、永祿元戊午年歟又元龜元庚午年歟、按二

元龜元庚午年ナルベシ、印ハ庸ノ印

〔八号文書〕

八番（朱書）

北條家江昨夜之趣可被達候。明日之一儀者

貴公壱人ニ而御取。なし可被下候、

十一日

笠原藤左衛門（尉脱力）

内（山欠、虫損部分影写）弥右衛門（尉脱力）殿

当年之御扶持給六貫也。此内三ヶ一当月晦日  
を切而。可請取、三ヶ一十月廿日、三ヶ一十一月廿日、

〔一〇号文書〕

拾番（朱書）

元龜二年辛未也、印者庸ノ印、

を切而皆済、藏。奉行前より如此可請取者也、仍如。

件、  
仍如件、

御藏奉行前。より可請取之者也、仍如。  
件、

申

九月廿四日

海保 奉之  
甲戌

内山弥右衛門(尉脱カ)殿

元龜三壬申年ナリ、印者席ノ印、

天正二甲戌年也、印者席ノ印、

〔一一号文書〕

十一番(朱書)

当年之御扶持給六貫也。十一月廿日を切而  
藏。奉行前より可請取之。者也、仍  
如件、

酉

十月十一日

内山弥右衛門尉殿

天正元癸酉年ナリ、印ハ席ノ印

〔一一二号文書〕  
〔一三号文書〕

十二番(朱書)

当年戊歳御給六貫也、当。月廿日を切而

当年丙子歳御給。六貫文、来廿五日を。  
限而藏奉行前より。可請取者也、仍如件、

〔一四号文書〕

十四番(朱書)

天正三年乙亥ナリ、印ハ虎ノ印

内山弥右衛門(尉殿脱カ)

十月十六日

十三番(朱書)

当年乙亥歳御扶持。給六貫也、来月廿日  
切而。藏奉行前より可請。取(之脱カ)者也、仍如件、  
如件、

亥

十一月廿四日

内山弥右衛門(尉脱カ)殿

天正元癸酉年ナリ、印ハ席ノ印

子

十二月廿日

内山弥右衛門（尉脱力）殿

有御下知者也。若難済有之者、可申上旨被  
扶送ヨリ  
表出。状、如件、

天正六年 戊虎

天正四丙子年ナリ、印ハ虎ノ印、

【一五号文書】

十五番（朱書）

当年丑歳御給六貫也。來廿五日を  
切而岩付咸。奉行前より可請。取（之脱カ）者也。、  
仍如件、

丁丑

十二月十一日

内山弥右衛門（尉殿脱力）

○○奉之  
内山弥右衛門尉殿

三月十四日

○○奉之  
内山弥右衛門尉殿

【一六号文書】

十六番（朱書）

天正五丁丑年ナリ、印ハ虎ノ印

【一七号文書】

拾七番（朱書）

当年寅歳之御扶持給。六貫文、來廿  
日を切而佐枝。恒岡兩人前より可請取之  
者也、仍如件、

十六番（朱書）

自前々召仕候。陣夫堺疋、只今松。山領大  
串之内白。金屋松山へ断相。済間、為先此  
印。判自来、調儀可。召仕、松山へも猶此。旨

戊寅

十二月八日

内山弥右衛門尉殿

天正六戌寅年ナリ、印ハ虎ノ印

〔一八号文書〕

十八番（朱印）

一 於当郷、自然当城御用之時、可被。召仕間、十五  
七十を限テ記之、就中。手輕可走廻者撰出、  
人數可申上。事、

一 此道具弓鎧鉄炮何成共存分。次第嗜  
之、於走廻者、可被出褒。美事、

右、悉記交名、当月廿三日を切而。可申上  
少も於付落ハ、領主之可為。重科者也、仍  
如件、

寅  
八月八日

（当奉行脱力）

内山弥右衛門尉殿知行

之内

〔太田氏房朱印影貼紙〕 写真⑦参照

印章方二寸六分二重輪ノ朱字、印文難読太田十郎氏  
房ノ印歟、其年曆難知天文廿三甲寅歳歟、永禄

九丙寅歳歟、天正六年戊寅歟、按ニ前ニ此印ヲ用ルヲ  
不見、後多用ルヲ見ル、然ハ天正六戌寅歳トスベシ、

〔一九号文書〕

十九番（朱書）

当年庚辰歳御給六貫文。來廿五日を切  
而岩付藏。奉行前より可請取之者也、  
仍如件

十一月廿一日  
庚辰

内山弥右衛門（尉殿脱力）

〔太田源五郎カ朱印影貼紙〕 写真⑦参照

印竪毫寸四分横毫寸貳分、印文捺消有テ難読

天正八庚辰年ナリ、

〔二〇号文書〕

貳拾番（朱書）

當鄉芝之内、原分内山分へ。太田美濃守

申付陣夫只今。誰人召仕候、又地頭召仕  
歟。其以來之出様有様以書付。可申上、  
郷中隨員數陣夫可有。御定候、毛頭虚言  
申上者。可為重科候、此御請之書付。七月  
五日ニ小田原へ存知之百姓。一人持來、佐  
枝恒岡ニ可渡之者也。仍如件、

辛巳

六月廿六日

芝内山分

百姓中

〔二一号文書〕

廿一番（朱書）

当郷芝之内山分へ太田美濃守。申付陣夫只

今誰人召仕候、又地頭召仕歟、其以来之出様。

有様ニ以書付可申上、郷中。隨員數陣夫

可有御定候、毛。頭虛言申上者可為重科候。此御請之書付、七月五日二小田原へ。存知之百姓一人持來、佐枝。恒岡ニ可渡之者也、仍如件、

件、

辛巳

六月廿六日

芝内山分

百姓中

〔二三号文書〕

廿三番（朱書）

岩付原地内山分

六月廿六日

辛巳

▲原書如此  
ナラシ

当郷岩付原地内山分へ。太田美濃守申付

〔二二号文書〕

廿二番（朱書）

辛巳

奉之

▲原書如此  
ナラシ  
持來、佐枝。恒岡ニ可渡之者也、仍如件、

陣夫只今。誰人召仕候、又地頭召仕歟。其以来之出様有様ニ以書付。可申上、郷中隨員數陣夫。可有御定候、毛頭虛言申上者。可為重科候、此御請之書付。七月五日二小田原存知之。百姓一人持來、佐枝恒岡ニ。可渡之者也、仍如件

様有様ニ以書付。可申上、郷中隨員數陣夫。可有御定候、毛頭虛言申上者。可為重科候、此御請之書付。七月五日二小田原存知之。百姓一人持來、佐枝恒岡ニ。可渡之者也、仍如件

様有様ニ以書付。可申上、郷中隨員數陣夫。可有御定候、毛頭虛言申上者。可為重科候、此御請之書付。七月五日二小田原存知之。百姓一人持來、佐枝恒岡ニ。可渡之者也、仍如件

様有様ニ以書付。可申上、郷中隨員數陣夫。可有御定候、毛頭虛言申上者。可為重科候、此御請之書付。七月五日二小田原存知之。百姓一人持來、佐枝恒岡ニ。可渡之者也、仍如件

六月廿六日 立川山城守

内山弥右衛門尉殿

福島出羽守殿

辛巳

七月八日

内山弥右衛門尉殿

印章ナシ、支幹ハ天正九辛巳歳ナリ

〔二四号文書〕

廿四番（朱書）

改定着到之事

一本 大小旗持、具足、陣笠、金銀之間ニ而紋

可出。皮笠何も同前、

一本 指物四方堅六尺、横四尺、持手具足皮  
笠。

一本 鐵二間之中柄、具足、皮笠、金銀之間相

当ニ可推、但鐵之事也、

一騎 馬上具足、甲手蓋、面肪、大立物、金  
銀何問も可推、馬鎧金、

己上四人

右前々之着到之内、少々相改定置者也。

一々致披見、毛頭無相違可致之、大途堅披。

仰付聞、猶以不可致相違候、火急ニ用意、來。

廿日を切而出来專一二候、仍如件、

〔二五号文書〕

廿五番（朱書）

御知行役之黃金毫分一朱、請取申

者也、仍如件、

壬午

五月十六日 次「藤力」（花押、写真⑧参照）

内山弥右衛門尉殿

参

印章ナシ、壬午ハ天正十年ナリ、栗原柳庵（信充）云、甲金  
一朱アレトモ黄金トアレバ目方ナルベシ、

〔二六号文書〕

廿六番（朱書）

癸未歳之給六貫文、永樂。来廿八日を切而

佐枝恒岡。前より於右付悉可。請取扱

者也、仍如件、

癸未

十二月廿一日

内山弥右衛門尉殿

作意、嚴密。可走廻者也、仍如件、  
酉

十一月十一日

内山弥右衛門尉脱力殿

印章十八番ニ踏所ノ印也、癸未ハ天正十一年ナリ、

印章ハ十八番ニ同シ、幹無シテ其年難決、按ニ  
此古文書、天正三乙亥迄ハ廂ノ印ヲ捺ス、天正六年ヨリ多ク此印ヲ踏ス、然ハ天正十三乙酉歳ト

スペシ、

〔二七号文書〕

廿七番（朱書）

甲申歳給六貫文。永樂錢、來十五日を

切而、佐枝恒岡前より於若付。悉可請

取扱者也、仍如件、

甲申

十一月八日

内山弥右衛門尉殿

〔二九号文書〕

貳拾九番（朱書）

此度於小田原之普請三人。着倒衆（ママ者カ）七人

足計を可出也、但福嶋出羽守、立川山城

守彼。両人方へ人足を如着倒。出、自身ハ赦免候、着倒。人足出所就逕々者、可為重。科

者也、仍如件、

追而日限ハ可為惣並

〔二八号文書〕

亥

貳拾八番（朱書）

此度遠州江加勢、為物主。大森兵衛大夫、小田

能登。立置候、着到如定召連。何分も從如

関根石見守殿

二月六日

印章ハ拾八番ニ同シ、幹ノ字ナク其年難知、按二天正

十五丁亥歳ナルベシ、

(「北条氏政朱印影貼紙」写真⑩参照)

印章八分角、捺消有テ難読、又支幹ナシ、其年  
不可知、

〔三〇号文書〕

三拾番（朱書）

來年者五ヶ日之内可為出陣。間、妻子以下之  
仕置各心安様。可申付間、妻子召連、來廿八  
日を。切而、岩付大構之内へ可罷移。兵糧之事  
ハ、來年五日を切。而可上之、廿九日二八、各召  
寄可被仰付、若日限相違付而者。可處嚴  
科者也、仍如件

極月廿四日

内山弥右衛門（尉脱力）殿

態令啓達候、仍今般之御出陣、御越河、一入御辛勞已  
識察候、就者雖分少候、納豆壹合已進之候、誠以  
昼向迄候、（猪力）余御帰陣之時分、委曲可由述候、恐々謹言  
三月上旬

淨安寺

欽譽 花押

内山弥右衛門尉殿

御陣所

印章ハ十八番ニ捺所ニ同シ、其年不可知、

〔三一号文書〕

三十一番（朱書）

小旗、指物以下見苦をハ新。相改、着倒無  
不足參陣肝要候、仍如件

十二月十五日

内山弥右衛門尉殿

此尺牘先ニ藏スル所今紛失ス、写ヲ以テ爰ニ掲  
ク、此淨安寺ハ岩槻町ノ内ニ在テ、慶長七年神君  
ヨリ高六拾貳石三斗ノ寺領ヲ賜シ大梵宇ナリ、  
開山ハ光蓮社天譽上人耳聞ト云、永正二丑年七月八  
日寂ス、増上寺五代ナリト云、又欽譽ハ六代ノ住職  
ニテ鎮蓮社欽譽上人素牧ト云、示寂ノ年月不知  
三日終ルト彼寺ノ記録ニ見乙、

〔三三号文書〕

已上

今度久米田百姓共、雖。立返候、其方下百姓。残居候事、常々仕置。就可然之儀と存事候。至而其方居屋敷分。扶助并御手作分之内。米壹石年々遣候間。弥萬奉公可仕也

不干斎

三月十二日

○花押・印影、写真⑪参照)

久米田村庄屋

内山

銀拾枚

不干斎ハ佐久間氏ナリ、織田家ノ老臣右工門尉信盛ノ嫡男ナリ、始甚九郎ト云、謂正勝、後駿河守、晩年不干斎ト称ス、徳川氏ニ仕テ高七千石ヲ帶シ、大番頭ナリト云、我村元和元年ヨリ其知行所トナル、此文書ハ同二丙辰三月賜所ナリ、署中ニ輪アルハ黒印ナリ、経三分五厘アリ、其印文難読

右之者生得貞美成者ニ而元。名主役相勤候處、諸事今以。致差団、年來村中江寄特之。致取計候段、相聞候付、書面之通。被下候、且又其身一代、刀差免し并。子孫迄苗字名乗候様、可被申渡候。

三月

庄屋切米之分為加増遣米之事  
合納乞儀也 永代遣者也 以上

寛永拾年酉ノ九月十四日 (印影、写真⑪参照)  
孫右衛門へ

右者孫右衛門儀、対村方惣百姓江。多年寄特之就致取計、其段。委細申上候處、為御褒美、前書。之通被 仰付之旨、御書付を以被。仰渡候間、為後証写之、令奥書。差遣もの也、

〔三五号文書〕

今井平三郎御代官所

武州横見郡久米田村

元名主

孫右衛門

不干斎ノ嫡男久左衛門ヨリ賜所ナリ、佐久間氏此年公命有テ改易セラレシト云、月日ノ下ニ捺タルハ黒印ナリ、形状三ヶ月ノ如ク、径六分五厘、中央式分五厘アリ、

宝曆六丙子三月九日 今井平三郎 印

武州横見郡久米田村

元名主

内山孫右衛門

同人孫

当名主

内山伴七

一 男子無之候歟、又者男子有之候而も行跡不宜、親。存寄ニ不相叶智養子、或者娘無之養子。計仕、家相続為致候ハヽ、其養子苗字名乘。可申候事、

一 惣領ニ男子無之、末子ニ而家督讓候ハヽ、其者。

苗字名乘可申候事、

### 〔三六号文書〕

#### 御請書

一 孫右衛門儀、対村方百姓江多年寄特之致取計

候段。被及聞召、段々御吟味之上、被仰付候処、此度為。

御褒美銀十枚被下置、其身一代苗字刀。

御免被為 仰付之、且子孫迄苗字計名乘

可申旨。御老中堀田<sup>(正充)</sup>相模守様被 仰渡候段、

御勘定奉行曲渕豊後守様於御白洲、今

九日被。仰渡之、難有奉承知候、

一 孫右衛門子孫之儀者、苗字計 御免二候間、

心得違、刀差申間敷候事、

一 男子惣領ニ而本家相続之者計壱人、苗字

名乘可申候事、

一 惣領ニ而茂、末夕家督譲り請不申内者、苗字  
名乘候儀、仕間數候事、

家筋相続之節々譲渡シ、苗字。名乘候者  
可所持候、為後証令與書。遣之者也、

一 親相果、惣領之男子綻令當歳ニ成候共、

子 三月九日 今井平三郎 印

一 男子無之、細少之女子有之、親相果候節者、  
親類。後見いたし、右女子盛人之上、聟養

内山孫右衛門

子仕、家督。相続之節々右之養子苗字名  
乘可申候。後見之者心得違、仮ニ茂苗字名

内山伴七

子仕、家督。相続之節々右之養子苗字名  
乘可申候。後見之者心得違、仮ニ茂苗字名

〔三七号文書〕〔二号（壱番）文書〕の双鉤本（写真⑬・⑭参照）  
〔三八号文書〕〔三号（三番）文書〕の双鉤本（写真⑯・⑰・⑱参照）

右之通巨細ニ被仰渡、逐一承知奉畏候、永ク  
子孫江申伝江、聊違乱仕間數候、為後日証拠、御  
請書差上申候、以上、

武州横見郡久米田村

元名主

印

宝暦六丙子年三月九日

内山孫右衛門

印

同人孫  
当名主

内山伴七

印

## 2 「東大本」との比較

「小室本」の全文を掲げたところで、以下順に、「東大本」との  
主な相違点を掲げてみることにする。なお、紙幅の関係で個々の文  
書の比較ではなく、全体的な相違点についてのみ述べることにする。

ア 文書の総点数

前書請書之通、子孫迄違失無之。冥加  
之段、永々忘却有之間數候、此書面。孫右衛門

「小室本」の総点数は四〇点、これに対して、「東大本」の総点

数は三一点である。これは、後述する「小室本」の「一八号（式拾八番）文書」が「東大本」には未収載のほか、「東大本」が中世文書のみを収載しているのに対し、「小室本」は近世初頭の旗本佐久間氏支配関係文書一点と宝曆六年（一七五六）三月に、当時の当主孫右衛門が幕府から褒賞され、白銀若干と一代帶刀、及び一族が永代にわたって苗字を名乗ることを許可された際の関係文書一点が収められていること、さらには前掲中世文書のうち双鉤による影印文書四点が付されていることによる。

#### イ 記載表示（文書番号・改行マーク・印影・花押）

「小室本」は、○〇番表示なのに対し、「東大本」は○〇号表示である。また、原文書の改行部分を示すと思われるマーク（点）が、「小室本」では「。」で、「東大本」では朱点「。」となっている。

さらに、印判状の印影は「小室本」が初出する印判状の印影のみを雁皮紙で影写し、正確な朱印影を貼付、それ以外は注記としているのに対して、「東大本」は、ほとんど印判状の外郭だけを写すのみにとどまり、また花押についても「花押」とあるだけで、花押影不載の文書もみられる。この点から、これまで「東大本」では不明だつた印判の種類や花押が「小室本」によつて確認されるに至つた。<sup>〔6〕</sup>

なお、「東大本」の冒頭にある注記には、「紙ノ寸法并印章・花押等別ニ模写シテ蓄（舊カ）蔵ス、依テ爰ニ不記…」とあることから、「本文編」とは別に「料紙・印章・花押編」が存在していたことが窺える。現段階ではその存在を確認しえないが、「小室本」の最後

に付されている四点の双鉤による影印文書「三七〇四〇号文書」がその写し、若しくは原本の写しの一部とも考えられる。

#### ウ 解説の視点

「小室本」も「東大本」も先の改行マークと言い、個々の解説部分と言い、ほぼ同内容の記述となつていてことから、双方とも同じ編纂物（元本）から写されたものであることはほぼ間違いない。しかし、細部まで確認すると若干の相違が見られる。特に「小室本」の「一號文書」や「三號文書」に見られる「紙ハ二ツ折ナリ、細川楮ノ紙」といった料紙に関する記述は「東大本」にはほとんど見られない。これは、先の「東大本」冒頭注記の「別編」が存在することとの関連であろうか。

なお、個々の文書解説の内容については、紙幅の関係から、今回は検討を見送りたい。

#### エ 「小室本」・「東大本」の誤写等について

管見の限り「小室本」においては、明らかに元本の誤りと思われるほかは大きな誤写・脱落は「一八号文書」の「當奉行」の文字脱落以外は見られない。一方、「東大本」については、大きな箇所として「二九号文書」の日付の誤写（正月六日×、二月六日○）や「三〇号文書」の出陣日数の誤写（五日×、五十日○）が見られる。当該部分はいずれも「道祖土文書」に同文の文書があり、これまで疑問視されてきた部分であるが、「小室本」によつて今回誤写であることを確認することができた。また、「小室本」は、一部虫損部分

までも忠実に影写している。（写真⑥）

#### オ 新出文書について

最後に「東大本」に収載されておらず、「小室本」によつて今回その存在が新たに確認された「一八号文書」・「四〇号文書（一八号文書の双鉤本）」（以下、「新出文書」）について触れておきたい。

「新出文書」は、天正一三年（一五八五）のものと推定される西

一月一日付の太田氏房印判状写である。

天正一〇年（一五八二）一〇月、武田氏の遺領をめぐつて対立していた徳川家康と北条氏直との間に和議が成立、その後家康は天正一三年（一五八五）に上野国沼田城の引き渡しを真田昌幸に命じる。しかし、昌幸はこれを拒否し、豊臣秀吉に従つたため、同年八月一五日には氏直が沼田城を攻撃、閏八月には家康の軍勢もこれに加勢している。

本文書写は、この徳川・真田両氏の対立に関連する文書と思われ、家康軍の加勢衆としての岩付衆内山氏への動員要請が、小田原の氏直経由で氏房から出されたのであろう。なお、本文書とほぼ同内容の文書が同日付けで氏房から宮城美作守（泰業）宛にも出されている<sup>(1)</sup>。

なお、「四〇号文書（一八号文書の双鉤本）」によつて紙の形態は小切紙、朱印は太田氏房朱印、印文「心簡剛」であることがわかる。

#### むすびにかえて

以上、本稿では小室家文書における中世文書として、五代小室元長が編纂した「工村々舍叢書」所収史料の項目と、特にその中から「内山氏古文書写」（小室本）についてを「東大本」との比較を試みながら紹介した。

「工村々舍叢書」には、前章で紹介したように本稿で取り上げた「内山氏古文書写」の他にも、周知されている史料の別系統写本や未紹介の史料が多く含まれている。このような多岐にわたる史料収集が出来た背景には、まさに五代元長の多彩な人情報ネットワークがあつたと言つても過言ではないだろう。<sup>(2)</sup> 本稿では、筆者の力不足により、そのネットワークにまで言及し、踏み込んだ検討をすることが出来なかつた。今後の課題としておきたい。

#### 註

(1)『収蔵文書目録第三六集小室家文書目録』（一九九七年）解説参照。

(2)『集註小田原衆所領役帳』（一九八五年、聚海書林）九頁解説参照

(3)小室家文書の古代・中世文書については『文書館報』第七号（一九八〇年）や武井尚氏「小室家文書の中世文書—屋代典憲氏所蔵古文書之写」についてー」（『文書館紀要』第四号、一九九〇年、埼玉県文書館）で既に原本や写本の一部が紹介されている。

(4)『新編埼玉県史』資料編六中世一(一九八〇年、埼玉県)、『川口市史』古代・中世資料編(一九七八年、川口市)

(5)大日本地誌大系『新編武藏風土記稿』第十卷(雄山閣、一九九六年)、横見郡久米田村の項によれば、褒善者内山孫右衛門として「世々里正を勤む、郡中飢饉の時夫食を施し、其外奇特の事あり、時の御代官今井九右衛門言上して、宝曆六年三月九日白銀若干を給はり、且其身一代帶刀、及び苗字は永く名乗る事を許されしと云」とあり、本文書関連の記事が記されている。

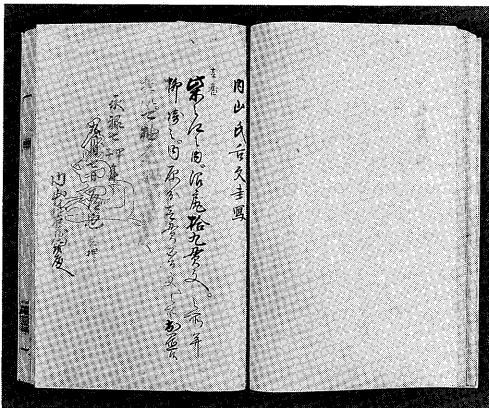
(6)例えば、太田源五郎朱印と言われる「一九号文書」の印影は、これまで道祖土文書にある同日付文書のそれと照合出来なかつたが、今回同印であることが判明した。(写真⑦参照)また、「一号文書」の道也花押についても、今回はじめてその全体像が明示された。その結果、道也の花押は氏資の花押と微妙に異なるものであること(前掲『新編埼玉県史』では「『道也花押』トスルハ後筆力」としている)が今回明らかとなつた。(写真⑧参照)

なお、太田源五郎については、黒田基樹氏「太田源五郎と北条氏房」(『戦国史研究』一五号、一九八八年)及び同氏「後北条氏の岩付領支配した太田源五郎を中心としてー」(『埼玉地方史』二五号、一九八九年)を参照されたい。

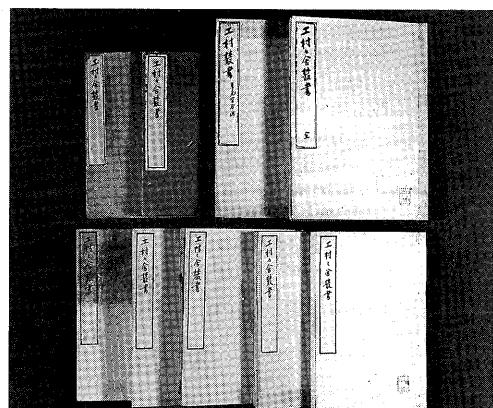
(7)『豊島・宮城文書』(一九八八年、豊島区立郷土資料館)六八頁

(8)ネットワークの一例として、当時の内山文書の所有者である内山作信と小室家五代元長が書簡のやりとりを行つてゐることが、その書簡集(『目録』No.一四〇「内山手簡」、写真⑫参照)にみえる。「同書」の明治一四年二月一〇日付内山氏から元長宛書簡には「永禄十年古文書之写御送り被下候、是ニ而源五郎討死之年、撻ニ相成、難有奉存候、屋代氏所蔵之文書御写之趣、中ニも拙家旧蔵之文書二捺所ニ同印之もの有之旨、被伝聞、右者参考之為、御写拝見相願度…」と

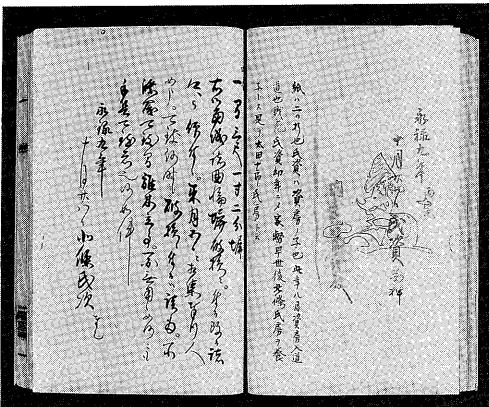
あり、当時に山氏が太田源五郎(氏資)の没年を調査していたこと、及び小室氏が屋代文書の写本(前掲註⑬参照)を作成していたことが窺える。



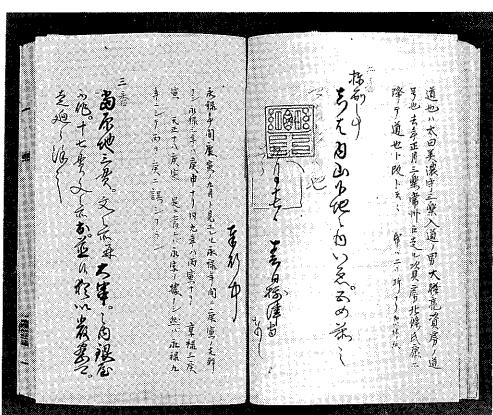
写真②  
田道也花押影



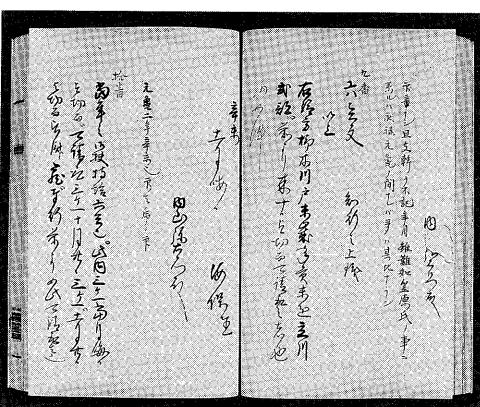
写真①  
工村々舍叢書 (9冊)



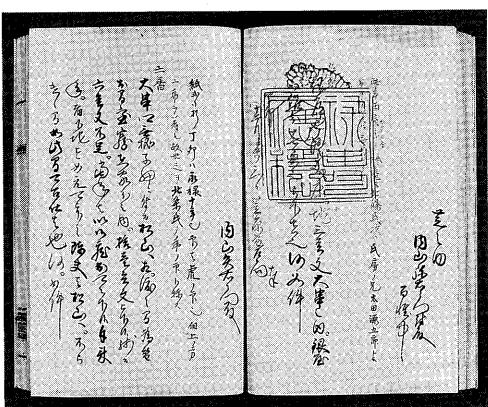
写真④  
田氏資花押影



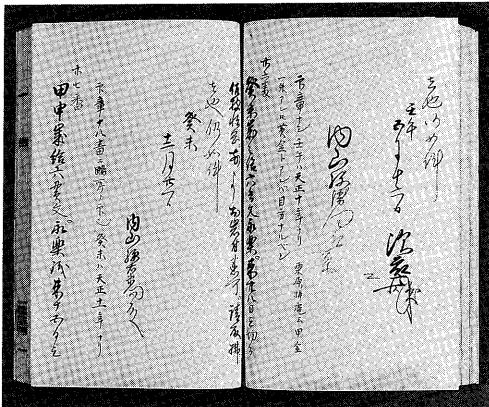
写真③  
田氏資朱印影



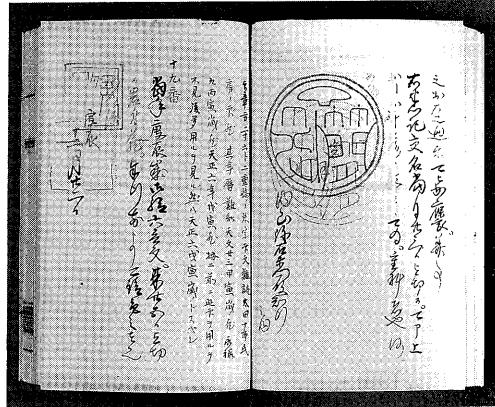
写真⑥  
虫損部分の影写 (右下部分)



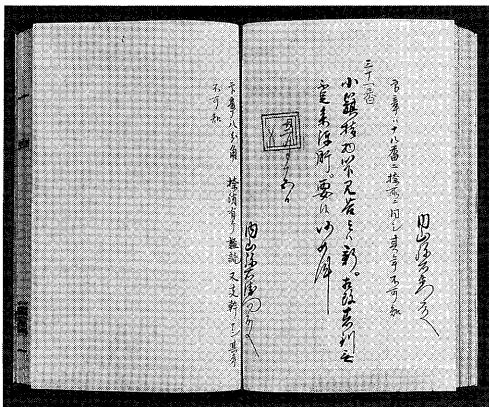
写真⑤  
北条家虎朱印影



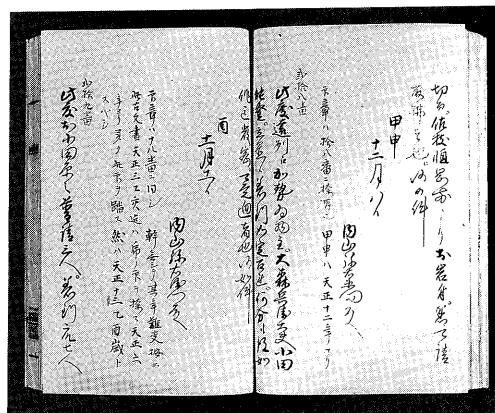
写真⑧  
次藤(力)花押影



写真⑦  
太田氏房(右)・太田源五郎(左)朱印影



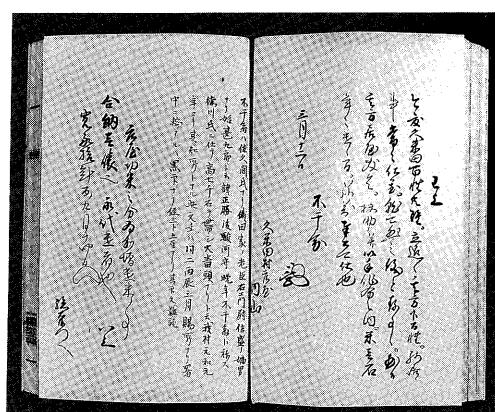
写真⑩  
北条氏政「有效」朱印影



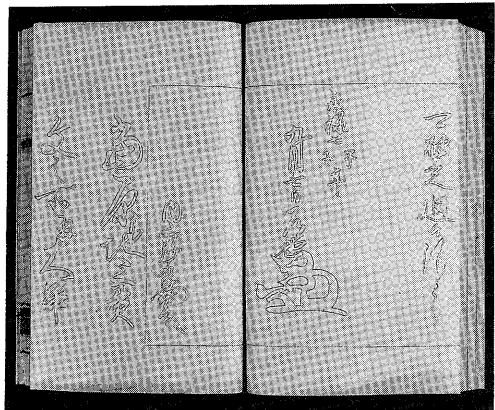
写真⑨  
(天正13)西11月11日太田氏房印判状写



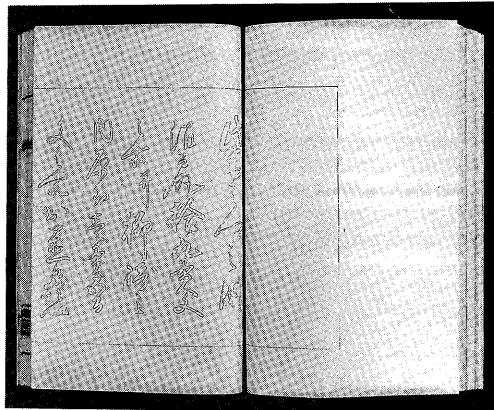
写真⑫  
内山手簡



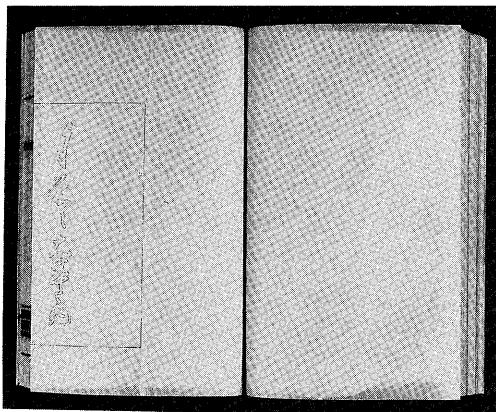
写真⑪ (元和2)3月12日  
佐久間不干斎(正勝)判物写



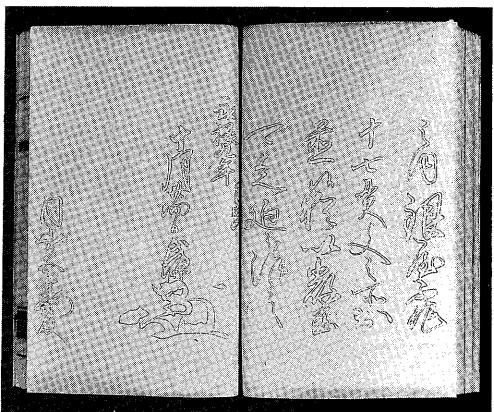
写真⑭  
永禄 9 年 10 月 24 日 太田氏資判物写(左頁)



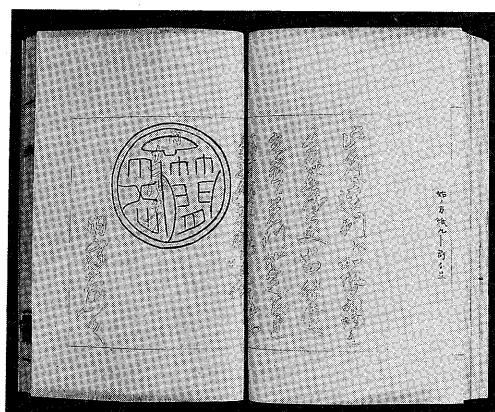
写真⑮  
永禄 7 年 9 月 7 日 太田道也判物写



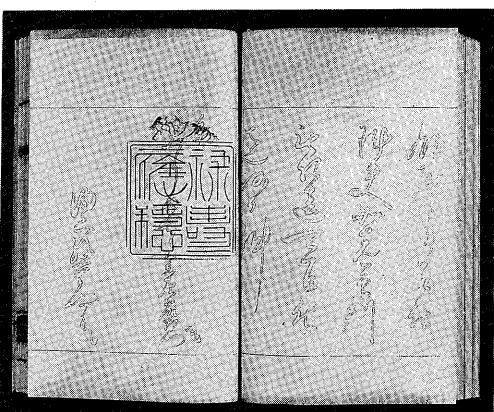
写真⑯  
(元亀元)年11月27日 北条家印判状写



写真⑰  
(写真⑯の続き)



写真⑱  
(天正13)酉11月11日 太田氏房印判状写



写真⑲  
(写真⑱の続き)